芸北福祉会居宅介護支援事業重要事項説明書

１．居宅介護支援事業を提供する業者

法人の名称	社会福祉法人　芸北福祉会
代表者の氏名	理事長　　齋　藤　正　守
所在地（連絡先）	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀８２１番地 ℡０８２６－２２－１０７５　Fax　０８２６－２２－１０７６

２．居宅介護支援事業を提供する事業所

事業所名称	芸北福祉会居宅介護支援事業所
指定事業者番号	広島県指定　第３４７３５０００３５号
事業所所在地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀８２１番地
管理者・連絡先	管理者　湯　浅　妙　子 ℡０８２６－２２－１０７５　Fax　０８２６－２２―１０７６
事業実施地域	安芸太田町、北広島町

３．事業の目的及び運営方針

事業の目的

居宅において、要介護状態にある方及び家族に対し、適切な居宅介護支援を提供することを事業目的とします。

運営方針

・利用者の選択に基づく、総合的かつ効率的なサービスの提供を援助します。

・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った援助を行います。

・サービス事業者の選定または推薦に当たっては、恣意的に特定の事業所に偏ることなく、利用者または家族の希望を踏まえて公正中立に行います。

・関係機関等との十分な連携を図ります。

・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう努めます。

４．事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日　：　月曜日～金曜日（ただし、１２月３１日～１月３日を除く。）

営業時間　：　午前８時３０分～午後５時１５分

５．事業所の職員体制

事業所の管理者　１名（常勤の主任介護支援専門員が兼務）

介護支援専門員　３名（常勤３名）、事務職員（常勤３名）

６．利用料、その他の費用の請求

サービス利用料については別表のとおりです。ただし要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなる場合があります。その場合は、別途負担が必要になることがあります。（サービス提供証明書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、別途負担金の全額払い戻しを受けることができます。）

注）法定代理受領…サービスを提供した事業者が、被保険者に代わって保険者から保険給付を受けること。

７．介護支援専門員の業務内容

① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
② 居宅サービス事業者との連絡調整
③ サービス実施状況の把握、評価
④ 利用者状況の把握
⑤ 給付管理
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
⑦ 相談業務

８．緊急時等について電話対応を行い、２４時間連絡ができる体制を確保します。

９．複数の指定居宅サービス事業所等の紹介とその選定理由の説明

居宅介護サービス計画の作成にあたっては、ご要望に応じて複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を行います。また選定された指定居宅サービス事業所を選定した理由についても説明を行います。

１０．利用者・家族による同意

本人・家族の終末期の医療やケアに対する意向を把握した上で、医師が一般的に回復の見込みのないと診断された方に対し、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

１１．指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければいけないこと等を踏まえ、下記の内容等について、別紙の交付に加えて口頭での説明を行います。

①前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。

②前６か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位３位まで）

また、前６か月間については、毎年度２回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

前期（３月１日から８月末日）

後期（９月１日から２月末日）

なお説明については、上記直近の期間のものとする。

１２．個人情報の取り扱い

① 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約期間終了後、第三者に漏らすことはありません。

② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

③ 従業員が退職後も、在職中に知り得た秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

④ 利用者は所定の手続きのうえ、ご自身の個人情報の開示を請求することができます。なお、別に定める所定の費用をいただく場合があります。（交付を希望される場合、写し１枚につき 10 円を申し受けます。）

⑤ 利用者は開示を受けたご自身の個人情報の内容について、所定の手続きのうえ訂正を請求することができます。

⑥ 利用者はご自身の個人情報が不適切な取り扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きのうえ、ご自身の個人情報の利用停止・消去・提供の停止を請求することができます。

⑦ 利用者は上記権利の決定等に関して不服がある場合は、当事業所に対して異議申し立てをすることができます。

⑧ 個人情報に関する窓口

居宅介護支援事業所個人情報窓口　管理者　湯浅　妙子

電話　０８２６－２２－１０７５　ファックス　０８２６－２２－１０７６

１３．サービス提供中における事故発生時の対応

① 事業者はサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を

行うとともに、当事業所の事故発生時対応マニュアルに沿って必要な処置を講じます。

② 事業者は事故が発生した場合、原因を解明し再発防止に努めます。

１４．損害賠償

事業者は、居宅介護支援の実施にあたっての生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

１５．病院・診療所に入院された時の連絡先の提示について

病院・診療所から退院された後の在宅生活を円滑に支援するために、病院・診療所に入院された場合には「芸北福祉会居宅介護支援事業所　連絡先カード」を病院・診療所に提示いただき担当介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えください。このカードは介護保険証証書・お薬手帳等と一緒に保管してください。

１６．サービス提供に関する相談・苦情窓口

サービス提供に関する相談・苦情は次の窓口で受け付けています。

【事業所の窓口】 芸北福祉会居宅介護支援 事業所　苦情窓口	所在地：広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地 電　話：０８２６－２２－１０７５ ＦＡＸ：０８２６－２２－１０７６ 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分 苦情窓口担当者：介護支援専門員　森　則子
【町　窓　口】 安芸太田町健康福祉課 （介護保険係）	所在地：広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地 電　話：０８２６－２５―０２５０ ＦＡＸ：０８２６－２２－０６８６
広島県国民健康保険団体 連合会	広島市中区東白島町１９番４９号　国保会館 ℡０８２－５５４－０７８３　Fax　０８２－５１１－９１２６

１７．事業者（居宅介護支援事業者）への連絡事項

次に該当する場合は、事業者へその旨を速やかに連絡してください。

① 介護保険の記載内容に変更が生じた場合

② 予定していたサービス内容に変更が生じた場合（ケアプラン・サービス利用票とは違った内容のサービス）

③ 病院へ入院または転院される場合

④ ベッドや車椅子等の福祉用具の利用や返却、あるいは福祉用具購入や住宅改修をお考えの場合

⑤　原爆医療、障害者医療、生活保護医療の受給資格取得または失った場合

１８．業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１９．感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

２０．虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

２１．身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合を記録します。

令和　　年　　月　　日

上記内容について「厚生労働省令第３８号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第４条の規定に基づき、利用者に対する説明を行いました。

所在地：広島県山県郡安芸太田町下筒賀 821 番地
事業所名：芸北福祉会居宅介護支援事業所（指定番号：３４７３５０００３５）

管理者：湯　浅　妙　子　　説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

上記内容について、事業者から説明を受け同意しました。（利用者本人が記入できない場合は、ご本人の名前を署名代行者が記入してください）

＜利用者＞

住所　　広島県山県郡＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜署名代行者＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（利用者との関係　　）